

電気通信大学電気通信学部教育委員会規程

平成17年 4月 1日

改正

平成18年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学電気通信学部（以下「学部」という。）に、学部の教育に関する事項を審議するため、電気通信学部教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育の理念及び基本方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び改善に関すること。
- (3) 教育課程について、学科及び大学教育センターとの連絡調整に関すること。
- (4) 授業等の実施に関すること。
- (5) 教育指導に関すること。
- (6) その他教育に関すること。

(委員)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学科で、専任の教授のうちから選出された者各1人及び准教授又は講師のうちから選出された者各1人
 - (2) 大学教育センター共通教育部門の人文社会科学部会、数学部会、情報部会、健康・スポーツ科学部会、教職課程部会、キャリア教育部会及び夜間主コース専門共通教育部会の各部会から選出された者1人並びに言語文化部会及び基礎科学部会の各部会から選出された者2人
 - (3) 国際教育センターから選出された者1人
 - (4) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第2号で選出された委員のうち、少なくとも1人は教授をもってあてゐるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の互選により第3条第1項第1号及び第2号で選出された委員から

選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(規則等の廃止)

2 電気通信大学電気通信学部教育委員会規則（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

3 電気通信大学電気通信学部教育運営部会等細則（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。